第三章第二節第二款の二を同節第二款の三とし、同節第二款の次に次の一款を加える。

第二款の二　行政不服審査会

第十七条の二　行政不服審査会については、行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号。これに基づく命令を含む。）の定めるところによる。

第百二十七条（見出しを含む。）中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改める。

第二百十一条中「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に改める。

第四章　法務省関係

（法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部改正）

第五十五条　法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「第二条第二項」を「第二条第四項」に、「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

第八条第二項及び第十四条第四項中「特定独立行政法人」を「行政執行法人」に改める。

（総合法律支援法の一部改正）

第五十六条　総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十八条」を「第二十八条の二」に、「第四十二条」を「第四十二条の二」に、「第四十七条」を「第四十七条の四」に改める。

第二十三条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、監事は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

第二十三条中第七項を第十一項とし、第四項から第六項までを四項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の四項を加える。

4　監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は支援センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。

5　監事は、支援センターがこの法律又は準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）をいう。以下同じ。）の規定による認可、承認、認定及び届出に係る書類並びに報告書その他の法務省令で定める書類を法務大臣に提出しようとするときは、これらの書類を調査しなければならない。

6　監事は、その職務を行うため必要があるときは、支援センターの子法人（支援センターがその経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。以下同じ。）に対して事業の報告を求め、又はその子法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

7　前項の子法人は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。

第二十三条の次に次の一条を加える。

（理事長等への報告義務）

第二十三条の二　監事は、役員（監事を除く。）が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又はこの法律若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事長に報告するとともに、法務大臣に報告しなければならない。

2　法務大臣は、前項の規定による報告があったときは、遅滞なく、その内容を最高裁判所に通知しなければならない。

第二十四条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4　法務大臣は、第一項又は第二項の規定により理事長又は監事を任命しようとするときは、必要に応じ、公募（理事長又は監事の職務の内容、勤務条件その他必要な事項を公示して行う候補者の募集をいう。以下この項において同じ。）の活用に努めなければならない。公募によらない場合であっても、透明性を確保しつつ、候補者の推薦の求めその他の適任と認める者を任命するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第二十五条を次のように改める。

（理事の任期）

第二十五条　理事の任期は、二年とする。ただし、補欠の理事の任期は、前任者の残任期間とする。

第二十六条第一項中「（第四十八条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）をいう。以下同じ。）」を削る。

第三章第二節第一款中第二十八条の次に次の一条を加える。

（日本司法支援センター評価委員会の意見の申出）

第二十八条の二　法務大臣は、準用通則法第五十条の二第二項の規定による届出があったときは、その届出に係る報酬及び退職手当（次項において「報酬等」という。）の支給の基準を評価委員会に通知するものとする。

2　評価委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、その通知に係る報酬等の支給の基準が社会一般の情勢に適合したものであるかどうかについて、法務大臣に対し、意見を申し出ることができる。

第二十九条第四項を次のように改める。

4　第二十五条ただし書、第二十六条第二項、第二十七条及び第二十八条並びに準用通則法第二十一条第四項の規定は、委員について準用する。

第三十四条第二項に次の一号を加える。

五　役員（監事を除く。）の職務の執行がこの法律又は他の法令に適合することを確保するための体制その他支援センターの業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

第四十条第二項中第三号を削り、第四号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四　業務運営の効率化に関する事項

第四十一条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、同号の次に次の一号を加える。

三　業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

第四十一条第二項第六号中「この号において」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等）

第四十一条の二　支援センターは、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の各号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、評価委員会の評価を受けなければならない。

一　次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度　当該事業年度における業務の実績

二　中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度　当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績

三　中期目標の期間の最後の事業年度　当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績

2　支援センターは、前項の評価を受けようとするときは、法務省令で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を評価委員会に提出するとともに、公表しなければならない。

3　第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。